

奈良県指定介護老人福祉施設等に係る 新たな入所指針等の策定について（概要）

1 名称

奈良県指定介護老人福祉施設等における入所指針

2 根拠法令

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年奈良県条例第十四号）

3 現行の入所指針について

現行の入所指針は、平成14年度に県、市町村及び施設の代表者で構成する入所指針検討委員会を奈良県市町村介護保険推進協議会に設置し、検討及び公表。平成15年度入所分から運用開始。

4 策定の目的

指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所に関する具体的な指針を提示。

策定に当たっては、介護保険制度が被保険者の自己選択に基づく契約制度であることを尊重しつつ、入所決定の透明性・公平性を確保し、入所の必要性が高い者が優先的に入所できる枠組み作りの指針となるよう配慮。

5 新たに指針を策定する経緯

介護保険法令の改正により、指定介護老人福祉施設等の入所基準が要介護3以上の者及び要介護1又は2で居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者に限定。

（平成27年4月入所分～）

制度改正に対応し、現行の入所指針に要介護1又は2の方の特例的な入所の具体的な手続きを盛り込み、新たな入所指針を策定。

また、現行の入所指針策定時以後に、新たな施設類型として、指定地域密着型介護老人福祉施設が創設されたため、当該施設も、入所指針の対象であることを明記。

6 策定主体

現行の入所指針をベースに、県及び奈良県老人福祉施設協議会が、県内市町村と協議の上、新たな入所指針を策定。

7 策定経過

平成26年12月22日	県及び奈良県老人福祉施設協議会協議（1回目）
平成27年1月8日	県及び市町村介護保険担当課協議
平成27年1月13日	県及び奈良県老人福祉施設協議会協議（2回目）
平成27年2月	新たな入所指針公表

8 運用主体

奈良県内に所在する施設、及び同施設への入所申込者の保険者市町村

9 運用方法

施設は、この指針を参考に優先入所に関する具体的な規定（優先入所要領・細目等）を策定の上、入所手続きを運用。ただし、施設が、策定した要領、細目等については、明文化し、公表すること。

10 施行年月日

この指針は平成27年4月1日より施行。

現行の入所指針及び検討要領からの主な変更点について

- 1 介護保険法令の改正に伴い、特別養護老人ホームの入所が原則、要介護3以上の方に限定されたことに伴い、要介護1又は2の方の、特例的な入所申込手続(以下「特例入所」という。)について規定
 - (1) 特例入所については、申込順の入所手続ではなく、優先入所の手続きによることを規定。

※優先入所の手続きについては、現行どおり、申込者を担当する介護支援専門員が優先入所検討票を作成し、その所属する居宅介護支援事業所を通じ、施設に提出する必要がある。
 - (2) 入所決定に当たり特例入所の申込者が居宅において、日常生活を営むことが、困難なことについてやむを得ない事由があると認められるかどうか(以下「特例入所要件への該当」という。)について施設が判定を行うことを規定。
 - (3) 要介護1又は2の方の入所決定までに、施設から保険者市町村に対し申込者の特例入所要件への該当の有無について意見照会を行うこと及び(2)の判定に当たり、市町村の意見も踏まえる旨を規定。
- 2 入所指針の対象に指定地域密着型介護老人福祉施設を含むことを明記。

(根拠法令等)

○介護保険法（平成9年法律第123号）（抜粋） 平成27年4月1日施行分

第八条（中略）

21 この法律において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下この項において同じ。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者「**（厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものに限る。**以下この項及び第二十六項において同じ。）」に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。以下この項において同じ。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」とは、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

（中略）

26 この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が三十人以上であるものに限る。以下この項において同じ。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

（以下略）

○介護保険法施行規則（平成10年厚生省令36号）（抜粋）平成27年4月1日施行分

第十七条の九

法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める要介護状態区分は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生労働省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第一条第一項**第三号から第五号までに掲げる要介護状態区分**とする。

第十七条の十

法第八条第二十一項の居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令に定めるものは、認定省令第一条**第一項第一号又は第二号に掲げる要介護状態区分に該当する者であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難な**ことについてやむを得ない事由があると認められるものをいう。

○奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
（平成24年奈良県条例第14号）（抜粋）

第十二条

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。